

令和3年第2回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1, 招集日時 令和3年2月16日(火) 午後2時00分開議
- 2, 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3, 議事録署名人 鳥羽田 信
- 4, 出席者 教育長
教育委員 4名
事務局 10名
- 5, 傍聴人 なし
- 6, 提出された議題(議事) 以下のとおり

7, 会議の概要

(1) 開会

今泉教育長 午後2時00分開会を宣す。

今泉教育長 会議に先立ちまして、私から「笠間市教育委員会教育長の辞職の同意について」の議案を発議いたします。本日の議事日程において、当該議案を「議案第5号」として追加したいと思います。また合わせまして議案追加承認のうえは、本日の議事のうち、「報告第4号」、「議案第4号」は議会同意案件、及び追加議案の「議案第5号」は人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき審議を非公開とし、議事の順と異なりますが、合わせて後ほど審議したいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「笠間市教育委員会教育長の辞職の同意について」を「議案第5号」として議事に追加し、「報告第4号」、「議案第4号」、及び「議案第5号」の案件を非公開とし、合わせて後ほど審議いたします。

(2) 議事録署名人の指名

今泉教育長 鳥羽田委員を指名する。

(3) 教育長の報告

今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。

(4) 議事

今泉教育長 それでは、議事に入ります。はじめに、「議案第2号 笠間市資料館運営委員会規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 「議案第2号 笠間市資料館運営委員会規則の一部を改正する規則について」説明をさせていただきます。9ページをご覧ください。資料館運営委員は市議会議員、社会教育委員、文化財保護審議会委員、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから委員5人をもって組織するとございます。うち市議会議員を削除いたします。理由といたしましては、委員に市議会議員を置くことは、議会の議決機関と市の執行機関の役割が曖昧になり、双方の対立的な立場は保たれないことから改正するものでございます。新旧対照表につきましては、11ページにございますのでご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市資料館運営委員会規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

梅里委員 確認ですが、1番が削除になっても5人という人数は変わらないということよろしいんですか。

事務局 はい、変わらないです。

戸田委員 同様の質問ですが、どこかの役割の方が2人になるということよろしいですか。

事務局 はい、そのとおりでございます。

今泉教育長 その他ご質問はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第2号 笠間市資料館運営委員会規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第3号 笠間市学校給食納入業者支援事業補助金交付要綱の制定について」事務局より説明を求めます。

事務局 「議案第3号 笠間市学校給食納入業者支援事業補助金交付要綱の制定について」ご説明申し上げます。この要綱は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休校に伴いまして損失を受けた給食食材加工業者に対する支援補助金の交付について定め、制定するものでございます。内容につきましては13ページをご覧ください。第1条では趣旨を、第2条では補助対象者としまして給食休止4月から5月に影響を受けましたパンまたは麺の加工業者としております。第3条では補助対象経費を定めておりまして発注した給食加工食材で納品が中止となった加工に要した費用から10%、こちらの10%というのは包装、梱包、高熱水費、燃料費などを一部控除した額となっております。第4条から第10条につきましては事務の手続きを進めて定めております。こちらにつきましては2月17日から施行するものでございます。説明は以上です。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市学校給食納入業者支援事業補助金交付要綱の制定について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

梅里委員 確認程度なんですけど、14ページ第6条、「市長は」で始まるんですけど、内容を読みますと市長がすることではなく決定を受けた者に関する内容だったもので出だしの「市長は」は、必要あるように思えないんですけど、どうでしょうか。

事務局 第6条第1項の「市長は」につきましては、削除して訂正させていただきます。

今泉教育長 ほかにご質問はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第3号 笠間市学校給食納入業者支援事業補助金交付要綱の制定について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、先程同意いただきました非公開案件の審議をいたします。

【報告第4号】【議案第4号】【議案第5号】 非公開

今泉教育長 非公開の案件が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

今泉教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(5) その他 なし

(6) 閉会

今泉教育長 午後4時00分閉会を宣す。

8. 議決事項

報告第4号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第2号	笠間市資料館運営委員会規則の一部を改正する規則について	可決
議案第3号	笠間市学校給食納入業者支援事業補助金交付要綱の制定について	可決
議案第4号	令和3年第1回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて	可決
議案第5号	笠間市教育委員会教育長の辞職の同意について	可決